

2 基本チェックリスト該当者（事業対象者）が利用できる 介護予防・生活支援サービスについて

いった「生活機能」の低下がみられた場合、「介護予防・生活支援サービス事業」を受けることができます（65歳以上の方）。生活機能の低下がみられなかった場合は「一般介護予防事業」の利用をお勧めしています。

訪問型サービス

訪問介護A（緩和した基準によるサービス）

地域で自立した日常生活を送るための身体介護を含まない訪問による生活援助（調理・洗濯・買い物等）です。

【 利用回数 】 週1回

【 利用料 】 1回につき235円

令和3年9月30日までは新型コロナウイルス感染症対策のため利用料に0.1%上乗せになります



通所型サービス

通所介護A（緩和した基準によるサービス）

ミニデイサービスに通って運動やレクリエーション等により心身の機能向上を目指します。

【 利用回数 】 週1回

【 利用料 】 1回につき334円

令和3年9月30日までは新型コロナウイルス感染症対策のため利用料に0.1%上乗せになります

通所介護C（6ヶ月の短期集中リハビリ）

生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養口腔機能改善などのプログラムが受けられます。

【 利用回数 】 週1回の利用で6か月間限定

【 利用料 】 1回につき400円



通所介護 A（ミニデイサービス）

| | |
|---------|--|
| 目的 | 地域で自立した生活を送るために通所により心身の機能の向上を目指します |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本チェックリストで該当項目があった方 ・ 介護認定要支援 1・2の方 |
| 事業所 | ・ 朝日村社会福祉協議会 または 上條記念病院 |
| 開催日 | <p>毎週 1 回の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝日村社協（午前 9 時 20 分～午後 1 時 15 分：火曜日と木曜日コース） ・ 上條記念病院（午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分：利用日は応相談） |
| 利用料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1 回につき 334 円</u> （負担額が 2 割の方は 668 円、3 割の方は 1,002 円） <p><small>令和 3 年 9 月 30 日までは新型コロナウイルス感染症対策のため利用料に 0.1% 上乗せになります</small></p> |
| 送迎 | ・ 各事業所から送迎があります |
| 入浴 | ・ 入浴は <u>1 回 50 円</u> （上條記念病院・希望者のみ） |
| その他の費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼食（お茶込み）朝日村社協：670 円（1 回） <li style="padding-left: 100px;">上條記念病院：620 円（1 回） ・ 材料費 実費 |
| 利用までの流れ | <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジャーを決めます ・ ケアマネジャーは、ご本人と相談しながら介護予防のためのケアプランを作成します ・ ご本人とケアマネジャー・事業所・村地域包括支援センターが話し合いをしてケアプランを決定します ・ 事業所（社会福祉協議会または上條記念病院）等と契約を結びます |
| 内容 | ・ ミニデイサービスでは、からだを動かしたり（座ったままでもできます）、物づくり、季節によっては近隣に出向き花や景色を楽しんだり、いろいろなメニューがあります。 |



通所介護C（6ヶ月の短期集中リハビリ）

| | |
|---------|---|
| 目的 | 地域で自立した生活を送るために専門職による相談やリハビリテーションによって日常生活動作等の改善を目指します |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本チェックリストで該当項目があった方 ・介護認定要支援1・2の方 |
| 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・上條記念病院 |
| 開催日 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎週木曜日 14:30～16:30 |
| 利用期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・6か月 |
| 利用料 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>1回に400円</u> (負担額が2割の方は800円、3割の方は1,200円) |
| 送迎 | <ul style="list-style-type: none"> ・送迎があります |
| 利用までの流れ | <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーを決めます ・ケアマネジャーは、ご本人と相談しながら介護予防のためのケアプランを作成します ・ご本人とケアマネジャー・事業所・村地域包括支援センターが話し合いをしてケアプランを決定します ・事業所（上條記念病院）と契約を結びます |
| 内容 | 理学療法士・作業療法士・看護師・管理栄養士・歯科衛生士などの専門職が、からだの動きや、お口の健康・栄養について、半年間集中的な指導をします |

